

令和8年度釧路市宿泊施設受入環境整備補助金 Q&A

【制度の目的・財源について】

Q1. 本補助金の目的は何ですか？

A1. 釧路市宿泊税を財源として、市内宿泊施設が行う多様な観光客の受入環境整備を支援することで、滞在満足度の向上および観光消費額の増加を図り、持続的な観光地域づくりに資することを目的としています。

Q2. なぜ今、この補助金を実施するのですか？

A2. 宿泊税の税収を活用し、宿泊施設のインバウンド対応や生産性向上、バリアフリー化、省エネ対応などを促進することで、市内の宿泊インフラを強化するためです。

【対象者・要件について】

Q3. どのような事業者が対象になりますか？

A3. 釧路市内で旅館業法の許可を受けて「旅館・ホテル」または「簡易宿所」を営む者、もしくは住宅宿泊事業法（民泊）の届出をして営業している事業者が対象です。ただし、今後も営業を継続する意思があることや、市税の滞納がないことなどが条件です。

Q4. 民泊事業者はすべて対象になりますか？

A4. いいえ。分譲マンションや賃貸アパートの一室などを利用し、建物の共有部分がある中でその一部のみを使用して営む民泊事業者は対象外となります。

Q5. 暴力団関係者の排除規定はありますか？

A5. 暴力団、暴力団員、またはこれらと密接な関係を有する事業者は交付対象から厳格に排除されております。

Q6. 市内で複数の宿泊施設を運営しています。施設ごとに申請は可能ですか？

A6. 申し訳ございませんが、予算の範囲内で多くの皆様にご活用いただきたいと考えているため、申請は1事業者（法人・個人）あたり、1施設のみとなります。また、資本関係等において実質的に同一のグループに属する場合も、1グループあたり1施設が限度となります。

【補助内容・金額について】

Q7. 補助金額はいくらですか？

A7. 補助対象経費の2分の1以内で、1施設あたり上限100万円です。

Q8. 補助金額の端数処理はどうなりますか？

A8. 算出された補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

Q9. 他の補助金（国や北海道などが実施する支援策）との併用は可能ですか？

A9. 併用可能です。同一の経費に対して重複して満額受給することはできません。他の補助金を除いた残額を対象に計算します。

【対象経費について】

Q10. どのような事業が補助対象になりますか？

A10. 事業区分は大きく分けて「①多言語対応・インバウンド受入強化」「②生産性向上・業務効率化」「③安心・安全・バリアフリー対応」「④持続可能な観光地づくり（省エネ等）」の4区分が対象です。

Q11. 物品や機器等の購入や工事の発注先は、市外の業者でも構いませんか？

A11. 原則として、市内事業者を活用してください。もし市内に活用可能な事業者がなく、やむを得ず市外の業者に発注する場合は、申請時にその理由を示す書類（理由書等）の提出が必要となります。

Q12. LED照明への交換は対象になりますか？

A12. 対象となります。「持続可能な観光地づくりへの対応」として、照明のLED化等の省エネ設備への更新が対象となります。

Q13. 中古品やネットオークションでの購入は対象になりますか？

A13. 中古品およびオークションでの購入は対象外です。原則として新品の購入が対象となります。

Q14. パソコンやスマートフォンの購入は対象になりますか？

A14. 原則として、汎用性が高く宿泊業以外でも使用できるパソコン、スマホ、タブレット等は対象外です。ただし、導入する宿泊管理システム(PMS)の専用端末として使用するなど、補助対象となる設備・システムの利用に必要不可欠なものに限り、例外的に補助対象となります。

Q15. 宿泊管理システムなどの利用料が月額（または年額）のサブスクリプション形式の場合、補助対象になりますか？

A15. 補助対象となります。ただし、前払いが可能であり、かつ本事業の完了時までに支払いが完了している経費に限られます。

Q16. 支払方法に指定はありますか？

A16. 銀行振込、クレジットカード、現金が認められます。ただし、クーポンやポイントでの支払い分は補助対象外です。

Q17. 補助対象経費の支払いを、従業員個人のクレジットカードで立て替えてもよいですか？

A17. 支払いの名義は、申請者本人、会社、または代表者に限られます。従業員名義での支払いは補助対象外となりますのでご注意ください。

Q18. 消費税は補助対象に含まれますか？

A18. 消費税および地方消費税相当額は補助対象外となります。

【手続き・ルールについて】

Q19. 申請前に購入・契約したものは対象になりますか？

A19. いいえ。交付決定の通知を受けた後でなければ、着手（契約・発注・支払い）できません。事前着手したものは一切補助対象外となります。

Q20. 申請はいつまで受け付けていますか？

A20. 交付申請期間は2026年7月1日から同年11月30日までです（当日消印有効）。ただし予算の範囲内での先着順となります。

Q21. 途中で計画が変わった場合はどうすればよいですか？

A21. あらかじめ「計画変更承認申請書」を提出し、承認を受ける必要があります。
ただし、変更による増額は認められません。

【報告・管理について】

Q22. 事業が完了したら、いつまでに実績報告を行えばよいですか？

A22. 補助対象事業が完了した日から起算して 30 日を経過する日、または 2027(令和 9)年 2 月 1 日(月)の、いずれか早い日までに提出してください。

Q23. 補助金はいつ支払われますか？

A23. 事業完了後に実績報告を行い、市が内容を審査して金額を確定させた後の「精算払い(後払い)」となります。

Q24. 書類はいつまで保管する必要がありますか？

A24. 補助事業完了日の属する年度の終了後、5 年間保存しなければなりません。

Q25. 補助金で購入した設備をすぐに売却してもいいですか？

A25. 単価 50 万円(税抜き)以上の財産については、耐用年数を経過するまで、市長の承認なく目的外使用や売却、廃棄、担保提供などはできません。